

公益社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長 (公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長 ( 公 印 省 略 )

医療事故情報収集等事業第52回報告書の公表等について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。 医療事故情報収集等事業につきましては、平成16年10月から、医療機関から報告された医療事故情報等を収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施しているところです。今般、公益財団法人日本医療機能評価機構より、第52回報告書が公表されましたのでお知らせします。 本報告書における報告の現況等は、別添1のとおりです。また、別添2のとおり、再発・類似事例の発生状況等が報告されています。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、本報告書の内容を御確認の上、別添の内容について留意されますとともに、貴会会員施設に対する周知をお願いいたします。

なお、本報告書につきましては、別途公益財団法人日本医療機能評価機構から各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛に送付されており、同機構のホームページ(http://www.med-safe.jp/)にも掲載されていますことを申し添えます。

# 医療事故情報収集等事業 第52回報告書のご案内

### 1. 集計報告

(1) 医療事故情報収集・分析・提供事業 (対象:2017年10月~12月に報告された事例)

### 表 1 報告件数及び報告医療機関数

	2017年			合計
	10月	11月	12月	百百
報告義務対象医療機 関による報告件数	297	381	305	983
参加登録申請医療機 関による報告件数	64	32	36	132
報告義務対象 医療機関数	277	277	276	
参加登録申請 医療機関数	768	771	773	_

(第52回報告書 11~14頁参照)

表 2 事故の概要

事故の概要	2017年10月~12月		
争以少似安	件数	%	
薬剤	80	8. 1	
輸血	1	0.1	
治療・処置	248	25. 2	
医療機器等	18	1.8	
ドレーン・チューブ	74	7. 5	
検査	38	3. 9	
療養上の世話	420	42. 7	
その他	104	10.6	
合計	983	100.0	

(第52回報告書 15頁参照)

- (2)ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業(対象:2017 年 10 月~12 月に報告された事例)
- 1)参加医療機関数 1,215 (事例情報報告参加医療機関数 648 施設を含む)
- 2) 報告件数 (第52回報告書 18頁参照)
  - ①発生件数情報報告件数: 228, 119件
  - ②事例情報報告件数:7,250件
- 2. 事例の分析 (第52回報告書 21~52 頁参照)

今回、「分析テーマ」で取り上げたテーマは下記の通りです。

- (1) 集中治療部門のシステムに関連した事例
- 【第52回報告書 22~31頁参照】
- (2) 腎機能が低下した患者への薬剤の投与量に関する事例
- 【第52回報告書 32~42頁参照】
- (3) 開放式のドレーンチューブの体内への迷入に関連した事例
- 【第 52 回報告書 43~52 頁参照】
- 3. 再発・類似事例の分析(第52回報告書53~76 頁参照)

これまでに、「共有すべき医療事故情報」や「個別のテーマの検討状況」、「医療安全情報」として取り上げ た内容の中から再発・類似事例が報告されたテーマを取りまとめています。今回、「再発・類似事例の分析」で 取り上げたテーマは下記の通りです。

(1) 「未滅菌の医療機器の使用」 (医療安全情報 No. 19:未滅菌の医療材料の使用) 【第52回報告書 58~67頁参照】

(2) 「調乳および授乳の管理に関連した事例」 (第38回報告書)

【第 52 回報告書 68~76 頁参照】

\*詳細につきましては、本事業ホームページ (http://www.med-safe.jp/) をご覧ください。

# 3 再発・類似事例の分析

本事業では、第3回~第17回報告書において「共有すべき医療事故情報」として、医療事故情報を分析班等で個別に検討し、広く共有すべきであると考えられた事例の概要を公表してきた。また、第1回~本報告書において「個別のテーマの検討状況」として、分析対象となるテーマを設定し、そのテーマに関連する事例をまとめて分析、検討を行っている。さらに、これまでに「共有すべき医療事故情報」や「個別のテーマの検討状況」として取り上げた事例の中から、特に周知すべき情報を提供するため「医療安全情報」を公表している。

ここでは、「共有すべき医療事故情報」、「個別のテーマの検討状況」や「医療安全情報」として取り上げた内容の再発・類似事例の発生状況について取りまとめた。

## 【1】概況

これまでに取り上げた「共有すべき医療事故情報」の再発・類似事例の件数について図表III - 3 - 1、「個別のテーマの検討状況」の再発・類似事例の件数について図表III - 3 - 2にまとめた。

本報告書分析対象期間に報告された「共有すべき医療事故情報」の再発・類似事例の内容は22であり、事例数は57件であった。このうち、類似の事例が複数報告されたものは、「熱傷に関する事例(療養上の世話以外)」が11件、「体内にガーゼが残存した事例」が8件、「アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例」が5件などであった。

また、本報告書分析対象期間に報告された「個別のテーマの検討状況」の再発・類似事例のテーマは27であり、事例数は79件であった。このうち類似の事例が複数報告されたものは、「画像診断報告書の内容が伝達されなかった事例」が15件、「凝固機能の管理にワーファリンカリウムを使用していた患者の梗塞及び出血の事例」が6件、「皮下用ポート及びカテーテルの断裂に関連した医療事故」、「与薬時の患者または薬剤の間違いに関連した事例」がそれぞれ5件などであった。

図表Ⅲ-3-1 2017年10月から12月に報告された「共有すべき医療事故情報」の再発・類似事例

内容	件数	掲載報告書(公表年月)
ガベキサートメシル酸塩を投与する際、輸液が血管外に漏出した事例	1	第 3回(2005年10月)
抗リウマチ剤(メトトレキサート)を過剰投与した事例	1	第 3回(2005年10月)
グリセリン浣腸に伴い直腸穿孔などをきたした事例	2	第 3回(2005年10月)
インスリン投与間違いの事例	2	第 4回(2006年 3月)
「療養上の世話」において熱傷をきたした事例	3	第 5回(2006年 6月)
製剤の総量と有効成分の量の間違い	3	第 8回(2007年 2月)
左右を取り違えた事例	1	第 8回(2007年 2月)
小児の輸液の血管外漏出	2	第 8回(2007年 2月)
熱傷に関する事例(療養上の世話以外)	11	第 9回(2007年 6月)
MRI検査室に磁性体を持ち込んだ事例	1	第 9回(2007年 6月)
注射器に準備された薬剤の取り違えの事例(名前の記載あり)	1	第10回(2007年 9月)
小児への薬剤倍量間違いの事例	1	第10回(2007年 9月)
投与目的とは異なる場所へ輸液等を投与した事例	1	第10回(2007年 9月)
未滅菌の医療材料・器材を使用した事例	2	第11回(2007年12月)
三方活栓使用時の閉塞や接続はずれ等に関する事例	1	第11回(2007年12月)
ベッドなど患者の療養生活で使用されている用具に関連した事例	3	第11回(2007年12月)
薬剤の注入経路を誤って投与した事例	1	第12回(2008年 3月)
アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例	5	第12回(2008年 3月)
体内にガーゼが残存した事例	8	第14回(2008年 9月)
病理検体に関連した事例	2	第15回(2008年12月)
眼内レンズに関連した事例	3	第15回(2008年12月)
歯科診療の際の部位間違いに関連した事例	2	第15回(2008年12月)

図表Ⅲ-3-2 2017年10月から12月に報告された「個別のテーマの検討状況」の再発・類似事例

テーマ	件数	掲載報告書(公表年月)
凝固機能の管理にワーファリンカリウムを使用していた患者の梗塞及び 出血の事例	6	第20回(2010年 3月)
皮下用ポート及びカテーテルの断裂に関連した医療事故	5	第21回(2010年 6月)
MRIの高周波電流ループによる熱傷	1	第22回(2010年 9月)
薬剤内服の際、誤ってPTP包装を飲んだ事例	4	第23回(2010年12月)
予防接種ワクチンの管理に関する医療事故	1	第23回(2010年12月)
散剤の薬剤量間違い	3	第24回(2011年 3月)
医療用照明器の光源により発生した熱傷に関連した医療事故	2	第25回(2011年 6月)
画像診断報告書の内容が伝達されなかった事例	1 5	第26回(2011年 9月)
術後患者の硬膜外腔に持続注入すべき薬剤を静脈に注入した事例	1	第28回(2012年 3月)
膀胱留置カテーテル挿入の際、尿流出を確認せずにバルーンを膨らませ 尿道損傷を起こした事例	2	第31回(2012年12月)
院内において加工し使用した医療材料や医療機器に関連した医療事故	1	第32回(2013年 3月)
免疫抑制・化学療法によるB型肝炎ウイルス再活性化に関連した事例	1	第34回(2013年 9月)
胸腔穿刺や胸腔ドレーン挿入時に左右を取り違えた事例	2	第34回(2013年 9月)
はさみを使用した際、誤って患者の皮膚や医療材料等を傷つけた事例	3	第36回(2014年 3月)
気管切開チューブが皮下や縦隔へ迷入した事例	1	第37回(2014年 6月)
無線式心電図モニタの送受信機に関連した事例	1	第38回(2014年 9月)
調乳および授乳の管理に関連した事例	2	第38回(2014年 9月)
口頭による情報の解釈の誤りに関連した事例	1	第40回(2015年 3月)
手術中の砕石位に関連した事例	3	第41回(2015年 6月)
院内での自殺及び自殺企図に関する事例	4	第41回(2015年 6月)
与薬時の患者または薬剤の間違いに関連した事例	5	第42回(2015年 9月)
座位による中心静脈カテーテルの処置に関連した事例	4	第43回(2015年12月)
胃管の誤挿入に関連した事例	3 .	第43回(2015年12月)
人工呼吸器の回路の接続外れに関連した事例	2	第45回(2016年 6月)
歯科治療中に異物を誤飲・誤嚥した事例	1	第47回(2016年12月)
麻酔器に関連した事例	2	第49回(2017年 6月)
胸腔ドレーンバッグの管理に関連した事例	3	第50回(2017年 9月)

次に、これまでに取り上げた「医療安全情報」の再発・類似事例の件数について、図表 $\Pi$ -3-3にまとめた。本報告書分析対象期間に報告された「医療安全情報」の再発・類似事例のタイトルは36であり、事例数は72件であった。このうち、類似の事例が複数報告されたものは、「No.63:画像診断報告書の確認不足」が15件、「No.58:皮下用ポート及びカテーテルの断裂」が5件、「No.57:PTPシートの誤飲および No.82:PTPシートの誤飲(第2報)」が4件などであった。

図表Ⅲ-3-3 2017年10月から12月に報告された「医療安全情報」の再発・類似事例の件数

No	タイトル	件数	提供年月
No. 1		1	2006年12月
	インスリン含量の誤認(第2報)	•	2012年 5月
1	抗リウマチ剤(メトトレキサート)の過剰投与に伴う骨髄抑制	1	2007年 1月
	抗リウマチ剤(メトトレキサート)の過剰投与に伴う骨髄抑制(第2報)		2010年 8月
No. 3	グリセリン浣腸実施に伴う直腸穿孔	1	2007年 2月
No. 5	入浴介助時の熱傷	1	2007年 4月
No. 6	1	1	2007年 5月
No.131	1100 0000000000000000000000000000000000		2017年10月
	小児の輸液の血管外漏出	2	2007年 6月
No. 8	手術部位の左右の取り違え  手術部位の左右の取り違え(第2報)	1	2007年 7月 2011年 1月
No. 9	製剤の総量と有効成分の量の間違い	1	
No. 10	MRI検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み	'	2007年 8月 2007年 9月
1	MRI検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み(第2報)	1	2007年 9月   2014年 9月
No. 15	注射器に準備された薬剤の取り違え	1	2008年 2月
No. 19		2	
	未滅菌の医療材料の使用		2008年 6月
No. 30	アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与	2	2009年 5月
No. 33 No. 77	ガベキサートメシル酸塩使用時の血管外漏出   ガベキサートメシル酸塩使用時の血管炎(第2報)	1	2009年 8月 2013年 4月
	カハキッートメンル酸塩使用時の血管炎(第2報)  電気メスによる薬剤の引火		2009年 9月
No.107	電気メスによる薬剤の引火(第2報)	1	2015年10月
No. 47	抜歯部位の取り違え	2	2010年10月
No. 54	体位変換時の気管・気管切開チューブの偶発的な抜去	3	2011年 5月
No. 56	MRI検査時の高周波電流のループによる熱傷	1	2011年 7月
No. 57	PTPシートの誤飲	4	2011年 8月
No. 82	PTPシートの誤飲(第2報)	4	2013年 9月
No. 58	皮下用ポート及びカテーテルの断裂	5	2011年 9月
No. 59	電気メスペンシルの誤った取り扱いによる熱傷	2	2011年10月
No. 60	有効期間が過ぎた予防接種ワクチンの接種	1	2011年11月
No. 63	画像診断報告書の確認不足	1 5	2012年 2月
No. 70	手術中の光源コードの先端による熱傷	2	2012年 9月
No. 71	病理診断報告書の確認忘れ	3	2012年10月
No. 72	硬膜外腔に持続注入する薬剤の誤った接続	1	2012年11月
No. 80	膀胱留置カテーテルによる尿道損傷	2	2013年 7月
No. 89	シリンジポンプの取り違え	1	2014年 4月
No. 99	胸腔ドレーン挿入時の左右の取り違え	2	2015年 2月
No.102	口頭指示の解釈間違い	1	2015年 5月
No.113	中心静脈カテーテル抜去後の空気塞栓症	2	2016年 4月
No.116	与薬時の患者取り違え	2	2016年 7月
No.121	経鼻栄養チューブの誤挿入	1	2016年12月
No.122	透析前の体重測定の誤り	1	2017年 1月

No	タイトル	件数	提供年月
No.130	中心静脈ラインの開放による空気塞栓症	2	2017年 9月
No.132	オーバーテーブルを支えにした患者の転倒	1	2017年11月
No.133	胸腔ドレーンの大気への開放	1	2017年12月

<sup>※</sup>医療安全情報の事例件数は、共有すべき医療事故情報や、個別テーマの検討状況に計上された事例件数と重複している。

本報告書では、本報告書分析対象期間において報告された再発・類似事例のうち、医療安全情報として取り上げた「No. 19:未滅菌の医療材料の使用」をもとに「未滅菌の医療機器の使用」と、第38回報告書の個別のテーマの検討状況で取り上げた「調乳および授乳の管理に関連した事例」について事例の詳細を紹介する。

# 【2】未滅菌の医療機器の使用(医療安全情報 No. 19:未滅菌の医療材料の使用)

## (1) 発生状況

医療安全情報 No. 19 (2008年6月提供:集計期間2006年1月~2007年12月)では、誤って未滅菌の医療材料を準備・使用した事例を取り上げた。さらに、第22回報告書(2010年10月公表)、第29回報告書(2012年6月公表)、第39回報告書(2014年12月公表)の「再発・類似事例の検討状況」において、医療安全情報 No. 19の再発・類似事例を紹介し、事例の背景・要因や改善策について取りまとめた。

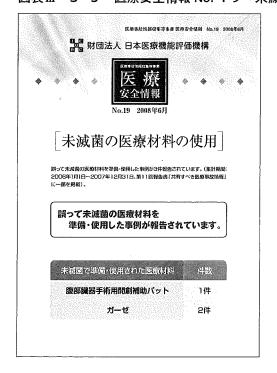
今回、本報告書分析対象期間(2017年10月~12月)においても類似の事例が2件報告されたため、再び取り上げることとした。第39回報告書の集計期間後の2014年10月以降に報告された再発・類似事例は4件であった(図表III-3-4)。

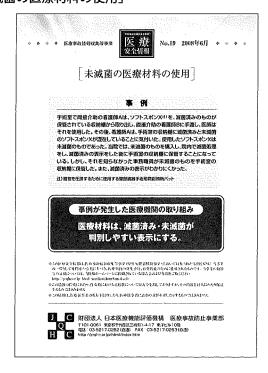
なお、医療安全情報 No. 19では開創用補助パッドやガーゼを医療材料として取り上げたが、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(平成26年11月25日施行)では医療機器の取扱いとなっており、本分析では医療機器を対象とした。

	1~3月 (件)	4~6月 (件)	7~9月 (件)	10~12月 (件)	合計 (件)
2014年				1	1
2015年	0	0	0	0	0
2016年	0	0	1	0 .	1
2017年	0	0	0	2	2

図表Ⅲ-3-4 「未滅菌の医療機器の使用」の報告件数

図表Ⅲ-3-5 医療安全情報 No. 19「未滅菌の医療材料の使用」





## (2) 事例の概要

## ①発生場所

未滅菌の医療機器を使用した事例の発生場所を示す。手術室の他にラジオ波焼灼治療室が発生場所となった事例も報告されていた。

図表Ⅲ - 3 - 6 発生場所

発生場所	件数
手術室	3
ラジオ波焼灼治療室	1

## ②当事者および当事者以外の関連職種

当事者および当事者以外の関連職種を整理すると、看護師が多く、治療に当たった医師や滅菌作業や滅菌物の取扱いに携わった臨床工学技士や看護助手、委託業務者が関わっていた。

図表Ⅲ-3-7 当事者および当事者以外の関連職種

当事者および当事者以外の関連職種	合計
看護師	5
医師	3
臨床工学技士	1
看護助手	1
その他(複数の委託業務者)	1

## ③事例の分類

未滅菌の医療機器を使用した事例を整理したところ、次の通りであった。本稿では、「院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例」と「滅菌物の取り出し方を間違えた事例」に分けて分析を行った。

図表Ⅲ-3-8 事例の分類

事例の分類	件数
院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例	3
滅菌物の取り出し方を間違えた事例	1

## (3)院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例

## ①滅菌していなかった医療機器

滅菌していなかった医療機器を整理した。いずれの事例も手術や治療に使用する器械を滅菌しないまま使用していた。ラジオ波穿刺プローブを滅菌していなかった事例は、事例としては1件の報告であるが、4本のプローブをそれぞれ別の患者に使用していた。

図表Ⅲ-3-9 滅菌していなかった医療機器

事例	滅菌していなかった医療機器		
1	ラジオ波穿刺プローブ 4本		
2	心臓手術に使用する器械全て		
3.	心臓手術に使用する器械の一部 (テープ鉗子、クーリー鉤、弁剪刀、M弁持針器、スティーレ持針器)		

## ②気付いた時期ときっかけ

院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかったことに気付いた時期ときっかけを整理した。気付いた時期は3事例とも手術後や治療後であり、治療や処置が始まると滅菌済みかどうかの確認は難しい。気付いたきっかけは、インジケータの色が変わっていないことに気付いた事例が2件、高圧蒸気滅菌器の作動記録を確認して気付いた事例が1件であった。

図表Ⅲ - 3 - 10 気付いた時期ときっかけ

事例	気付いた時期	気付いた者	気付いたきっかけ
1	治療後	看護助手	他の滅菌物を受け取った際に、その前に準備したラジオ波穿刺プローブのインジケータの色と違ったため、ラジオ波穿刺プローブのインジゲータの色が変わっていなかったことに気付いた
2	手術後	看護師	使用した器械を洗浄する際、インジケータが滅菌済を示す色に変わっていないことで気付いた
3	手術後	臨床工学技士	器械の使用後、バイオインジケータ判定を開始したところ、陽性でアラームが鳴った。真空式高圧蒸気滅菌器の作動記録を確認したところ、 滅菌を行ったとされる時間に作動した記録がないことが分かった

### ③患者への影響

院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例の事故の程度は「障害残存の可能性あり(低い)」または「障害なし」であり、患者への影響が大きい事例はなかった。心臓手術の器械の全てまたは一部を滅菌せずに使用した事例については、抗菌薬を投与し経過観察をしており、通常の術後管理の範囲内である。

しかし、ラジオ波穿刺プローブを滅菌せずに使用した事例については、HCV陽性患者または HBs 抗原陽性患者に使用したプローブであったため、4名の患者に対して本来は不要であった 抗HBs 人免疫グロブリンを投与し、B型肝炎ワクチンの接種を行っている。

図表Ⅲ-3-11 患者への対応

滅菌していなかった医療機器	対応
ラジオ波穿刺プローブ 4本	4名の患者に対し、院内の「肝炎ウイルス曝露後フローチャート」 に準じた対応 ・抗HBs人免疫グロブリンの投与 ・B型肝炎ワクチンの接種 ・定期的に血液検査を行い経過観察
心臓手術に使用した器械全て または一部	抗菌薬を投与 すでに抗菌薬を投与していたため経過観察

## ④事例の内容

院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例3件を以下に示す。

図表Ⅲ-3-12 院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例の内容

No.	使用した 医療機器	事故の内容	事故の背景要因	改善策
1	ラジタ プローブ	ラジオ波焼灼治療室から滅菌室に使用済みプローブが搬送された。委託業務者Aは2本を洗浄格別をに変し、滅菌機に入れた。その後、委託業務者Bが認関した。委託業務者Bが認関した。委託業務者Bが認関した。委託業務者Bが認関した。委託業務者Bが認関した。委託業務者Bが認関した。委託業務が関連と本のプローブを洗浄梱包と本のプローラとに、開発型のでは、作業のでは、作業のでは、作業のでは、作業のでは、作業のでは、作業のでは、作業のでは、作業のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	洗分で異在ン毒に物しわ違ジついいしン認器に看使ケタで消毒がいるによるなすリラが同てが一てい。にケ怠台い助すジ変ながあるは、ブれけで取イ化ししいのの物滅ないパケわとに、ブれけで取イ化ししいのの物滅ないパケわれば、ブれけで取イ化ししいのの物域ないパケわれば、ブれけで取イ化ししいのの物域ないパケわれば、ブれけで取イ化ししいのの物域ないパケわれば、ブれけで取イ化ししいのの物域ないパケわれば、ブれけで取イ化ししいのの物域ないパケわれば、ブれけで取イ化ししいのの物域ないパケわれば、ブれけで取イ化ししいのの物域ないパケわなが、	・区分別のゾーニングを徹底する物品のブーニングを徹底する内に、分のに、通過・もできる場所と、一工リア保管のいず工程を見っています。 1 枚ドア・と、一直の大きのプラスで、一直の大きのでは、一直の大きのでは、一直の大きのでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点
2	手術に 使用した 器械全て	看護師は心房中隔欠損根治術の器械準備を行うため、コンテナを開封した。その際、ロックの状態やフィルターの有無、滅菌期限は確認したが、滅菌インジケータを見落とした。そのため、未滅菌であることに気付かないまま手術に使用した。手術終了後、器械を洗浄するため洗浄室へ運んだ際に、インジケータが変色していないことに気付き、未滅菌の器材を使用し手術が行われたことが分かった。その後、感染予防として患者に抗生剤を投与した。		・クリーンサプライに滅菌物と 未滅菌物が混在しないよう、 洗浄室からの器械動線が一方 向となるように配置を変更し た。 ・スタッフに再教育し、徹底を 図る。

No. 使用 医療		事故の背景要因	改善策
多种用树叶	早朝より心臓血管外科の手術が続き、本事例は当当の手術で見の手術で見います。 2件目の手術で見いる一部の器械(テープ出子、力学器)を3と対力の手術で使用した。 2件目の手術で使用した。 4 中央の手術で使用した。 4 中央の手術で使用した。 4 中央の手術で使用した。 4 中央の手術では出した。 4 中央の手術を主があるとめ、 5 を表している。 5 を表している。 5 を表している。 5 を表している。 6 を表している。 6 を表している。 7 を表している。 7 を表している。 7 を表している。 8 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 8 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 9 を表している。 9 時に手術のでには、 9 時に手術出しします。 9 時に手術出しします。 1 を表している。 9 時に手術出しします。 1 と言われた。 6 うから 1 9 時に手術出しします。 2 を表している。 1 9 時に手術出しします。 2 を表している。 1 9 時に手術出しします。 2 を表している。 4 を表している。 5 を表している。 5 を表している。 5 を表している。 6 を表している。	タ表ク落のとい蒸し定定タ報菌スが器割た においえのとい素した でで のかり おいこう という にあい とう はい かり りっと かり かり がい かり りっと かり かり かり かり かり かり がり かり がり かり がり かり	・滅菌工程が正常完了しなければ手術室(清潔)側の扉が開かないよう設定を変更した。 ・滅菌完了後、清潔側の扉が開かないと外周廊下(未滅菌)側の扉が開かない運用を再確認した。 ・未滅菌の器械は、手術室側から入れないワンスルー(一方通行)を厳守する。 ○滅菌物の確認手順の遵守 ・確認する項目:滅菌保証期限、パックのピンホールの有無、インジケータ適正変色(パック外装、封入したCI検知カード)。

## ⑤院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例の背景・要因

院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例の主な背景・要因について整理して示す。

## 図表Ⅲ-3-13 院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例の背景・要因

#### ○認識

- ・インジケータの色の変化について正しく理解していない職員が存在していた。
- ・滅菌について知識の少ない看護助手が滅菌物を器械台へ準備した。

#### ○環境

- ・洗浄・消毒・滅菌の異なる区分の物品が混在しないようにゾーニングすべきところ、消毒エリア内の テーブルにプラズマ滅菌された物品が置かれ、受け渡しも同じテーブルで行われていた。
- ・高圧蒸気滅菌装置の取り出し口の安全機構が設定されておらず、未滅菌でも開くようになっていた。

### ○滅菌済であることの確認

- ・パッケージ内のインジケータを見落とした。(複数報告あり)
- ・滅菌物の払出し時に、梱包表面のインジケータの変色確認をしなかった。
- ・治療実施前にパッケージ内のインナー・インジケーターの変色確認が行われていなかった。
- ・タイムアウト時に滅菌されている器械であることを確認することになっていたが、手順が形骸化していた。

## ⑥事例が発生した医療機関の改善策

院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例が発生した医療機関の主な改善策をまとめて 以下に示す。

## 図表Ⅲ-3-14 院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例の改善策

### ○物流工程の見直し

- ・クリーンサプライに滅菌物と未滅菌物が混在しないよう、洗浄室からの器械動線が一方向となるように 配置を変更した。(複数報告あり)
- ・滅菌工程が正常に完了しなければ手術室(清潔)側の扉が開かないよう設定を変更した。
- ・滅菌完了後、清潔側の扉が開かないと外周廊下(未滅菌)側の扉が開かない運用を再確認した。
- ・洗浄・消毒・滅菌の区分別のゾーニングを徹底し、区分の異なる物品を同一エリア内で通過したり、 一時保管・長期保管したりすることはできないようにした。

## ○インジケータの選択

・視認性の良いインジケータの採用を検討する。

### ○滅菌の確認

- ・滅菌済みのインジケータの確認は複数の職員で実施する。(複数報告あり)
- ・滅菌物の確認手順を遵守する。

【確認する項目】滅菌保証期限、パックのピンホールの有無、パックの汚れの有無、インジケータ 適正変色(パック外装、封入した C I 検知カード)

【滅菌を確認する場面】高圧蒸気滅菌装置の滅菌行程の終了時、収納時、準備時 1 (必要器械を集める時)、 準備時 2 (清潔台に器械を出す時)、手術時

【確認時】滅菌物の指さし呼称を行う。

・侵襲的処置直前のタイムアウト時の確認項目に、インジケータの変色を確認することを追加する。

### ○注意喚起

- ・インジケータの色の変化について一覧表を作成した。(複数報告あり)
- ・滅菌済の確認についてのポスターを作成して掲示し、注意喚起を図る。

## ○教育

- ・滅菌物の取り扱いは手術室内だけではないため、看護補助者の教育に「滅菌物の部署への運搬と収納」、「滅菌物の取り扱い」を追加する。
- ・手術室以外の看護職に対して、滅菌物を開封する際の確認について再確認する。

#### ○その他

- ・滅菌物を器械台へ準備する際は、看護助手単独では行わず、看護師が関わる。
- ・急いで滅菌を行う状況を減らすため、器械を調整する。
- ・感染対策室、医療安全管理室にて定期的に巡視を行う。

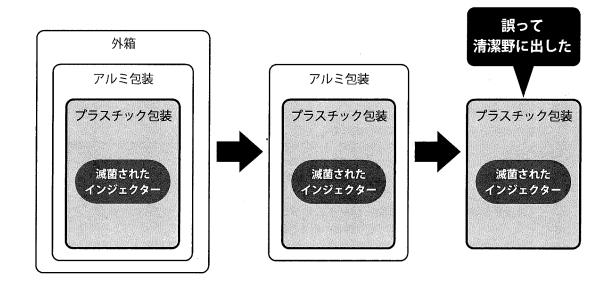
## (4)滅菌物の取り出し方を間違えた事例

滅菌物(眼内レンズ)の取り出し方を間違えた事例1件を分析した。

## ①滅菌の範囲

報告された事例で使用した眼内レンズは、インジェクター内に予め眼内レンズが装填してある製品であり、インジェクターと眼内レンズのみが滅菌されていた。本来であれば、インジェクターそのものを清潔野の器械台に出すところ、どこから滅菌されているのか不明なまま片面を紙でドライラミネートされたプラスチック包装(以下、プラスチック包装)を誤って清潔野の器械台に出した事例である。

### <参考>眼内レンズの包装のイメージ



### ②関わった医療者と滅菌の範囲に対する認識

事例の内容から、事例に関わった医療者と滅菌の範囲に対する認識を整理した。本事例では、複数の医師や看護師が関わっているが、多くの医療者がプラスチック包装が滅菌されているか判断できなかったが、滅菌されているだろうと誤った認識をしていた。当該手術に関わっていなかった看護師は、プラスチック包装は滅菌されていないことを知っていたが、当該手術に関わった医療者は知らなかったため、医療機器に関して情報を共有することは重要である。

図表Ⅲ-3-15 関わった医療者と滅菌の範囲に対する認識

当該手術への 関わり	医療者	滅菌の範囲に対する認識	
関わった	眼科執刀医 眼科助手医師	不明	
	外回り眼科医師		
	外回り看護師A	プラスチック包装は滅菌されているであろうと思った。	
	器械出し看護師 B		
	外回り看護師C		
関わっていない	手術室看護師D	プラスチック包装が滅菌されていないことを知っていた	

## ③滅菌物の取り出し方を間違えた背景

滅菌物の取り出し方を間違えた事例の背景について、下記に整理した。

### 図表Ⅲ-3-16 滅菌物の取り出し方を間違えた事例の背景

## ○製品の取扱い

- ・眼科医のうち1名の医師のみが使用する眼内レンズであり、外回り・器械出し看護師共に取り扱うのが初めてだった。
- 手術部において、眼内レンズの正しい開封方法の周知が不十分であった。
- ・二重包装であったため、アルミ包装の内側も滅菌してあると思い込んだ。

## ○製品のパッケージ

- ・院内で採用している他の眼内レンズのパッケージは二重包装ではないが、今回の製品のみアルミ包装と プラスチック包装の二重包装であった。
- ・赤字で記載された滅菌に関する警告文のシールがアルミ包装を開封する際に切り離す部分に貼付してあ り、文章が切れており読めなかった。

#### ○環境

・眼科手術のため室内が薄暗かった。

# ④事例の内容

滅菌物の取り出し方を間違えた事例を示す。

# 図表Ⅲ-3-17 滅菌物の取り出し方を間違えた事例の内容

事故の内容	事故の背景要因	改善策
手術室にて局所麻酔下の白内障手術(眼内レンズ挿入)を行っていた。	手術部において、眼内	・包装変更まで他の製品
外回り看護師Aは眼科執刀医が指示した眼内レンズを外回り眼科医	レンズ包装の正しい開	を使用する(他の製品
師と確認し、外箱を開封して中からアルミ包装を取り出した。さら	封方法の周知が不十分	においては、統一した
にアルミ包装の中の、眼内レンズと一体化のインジェクターが入っ	であった。今回の眼科	包装となっており、未
たプラスチック包装を器械台に出した。その直後、外回り看護師Aは、	執刀医のみが使用する	滅菌の物が滅菌物と誤
アルミ包装の裏側に貼ってあるシールの一部に赤字で「滅菌されて	眼内レンズであり、外	認されることはない)。
いません。まず、不潔領域で(不潔者が)アルミ包装から内容物を	回り・器械出し看護師	・手術材料の採用の際に
取り出してください」と記載されているのを確認し、器械台に出し	共に取り扱うのが初め	は、品質や用途、平易
たプラスチック包装が未滅菌ではないかと思い、器械出し看護師 B	てだった。二重包装で	な取り扱い方法だけで
と共にアルミ包装に明記された文言を確認した。しかし、文言から	あったため (他の眼内	なく標準的なパッケー
器械台に出したインクジェクターが入っているプラスチック包装が	レンズのパッケージは	ジかどうかも採用判断
未滅菌か滅菌済みであるか判断できなかった。看護師のやりとりを	全て二重包装ではない)	基準に加える。
聞いていた眼科助手医師は、外回り眼科医師に開封の仕方を看護師	アルミ包装の内側も滅	・スタッフは、確実な確
に教えるよう指示した。外回り眼科医師と外回り看護師Aと外回り	菌してあると思い込ん	認のうえ実施すること、
看護師Cの3名でアルミ包装を確認し協議した結果、アルミ包装内	だ。手術室内は眼科手	不確実なまま実施しな
のプラスチック包装は滅菌されていると判断した。ドライラミネー	術のため薄暗かった。	いことを周知した。
トされた紙フィルムには「E.O.G滅菌済」と記載があった。器械	また、赤字の警告文の	・新しい製品を使用する
出し看護師Bは器械台に出されたプラスチック包装を開封し、眼科	シールは、アルミ包装	前には、必ず業者から
執刀医にインジェクターを渡した。眼科執刀医は患者へ眼内レンズ	を開封するために切り	取り扱いの説明会を実
を挿入し、手術が終了した。その後、別患者に同製品の眼内レンズ	離す部分に貼付してあ	施することを眼科医師
を挿入する手術を行った際、外回り看護師Aは、外回り看護師Cが	り、文章が切れていた	に依頼した。それらに
インジェクターのみを器械出し看護師に出しているのを見た。外回	ため読み取ることが困	関して、眼科手術担当
り看護師Aは、再度アルミ包装を外回り看護師Cと確認したが、や	難であった。	看護師へ周知した。
はり未滅菌が滅菌済みであるか確信できなかった。そこで、別の手		
術室看護師Dに確認したところ、「アルミ包装内のプラスチック包装		
は、未滅菌である。」と言われた。その後、外回り看護師Aは、アル		
ミ包装を開封した際に切り離し捨てていた切れ端を見つけた。捨て		
た切れ端側に残っていたシールには「警告、このアルミ包装の内側は」		
と記載があり、シールを切り離す前の状態に合わせてみると、「警告、 このアルミ包装の内側は滅菌されていません。まず不潔領域で(不		
このアルミ包装の内側は微園されていません。より不深頑吸で(个   潔者が)アルミ包装から内容物を取り出してください。」と記載され		
体看が) アルミ包装から内容物を取り出してください。」と記載され   ていた。このことから、アルミ包装内のプラスチック包装は、未滅		
Cいた。このことから、アルミ包装内のフラステック包装は、木做   菌であったことが分かった。		

## (5) まとめ

本報告書では、未滅菌の医療機器の使用について、第39回報告書の集計期間後の2014年10月以降に報告された4件の事例を分析した。事例の概要では、発生場所や関連した職種を示した。さらに、院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例と滅菌物の取り出し方を間違えた事例に分けて分析を行い、事例の背景・要因や医療機関から報告された改善策を整理して紹介した。院内で滅菌する医療機器を滅菌していなかった事例では、使用する器械を滅菌していないことに気付かないまま治療や手術を行っていた。滅菌は指標となるものがない場合に見た目では判断ができない。そのため、滅菌されていることを視認できるインジケータで確認することが重要である。

また、滅菌物の取り出し方を間違えた事例では、二重に包装されていた製品のどこからが滅菌されているのか判断がつかなかった事例であった。新しい製品を導入した際には、製品の使用方法だけでなく滅菌の範囲や開封方法なども確認しておく必要がある。

# 【3】調乳および授乳の管理に関連した事例(第38回報告書)

## (1) 発生状況

第38回報告書(2014年9月公表)では、個別のテーマの検討状況で「調乳および授乳の管理に関連した事例」を取り上げ、調乳の間違いに関する事例、児または搾乳された母乳の取り違えに関する事例に分類し、分析を行った。対象とした事例では思い込みや確認不足により児や搾母乳の取り違えや調乳間違いなどを起こし、授乳に至っていた。

今回、本報告書分析対象期間(2017年10月~12月)に、授乳の際、児を取り違えて親のもとへ連れて行った事例が1件、看護師が搾母乳を取り違えて授乳した事例が1件報告されたため、再び取り上げることとした。第38回報告書の集計期間後の2014年7月以降に報告された再発・類似事例の報告件数を図表Ⅲ-3-18に示す。

図表Ⅲ-3-18 「調乳および授乳の管理に関連した事例」の報告件数

	1~3月 (件)	4~6月 (件)	7~9月 (件)	10~12月 (件)	合計 (件)
2014年			0	2	2
2015年	0	0	0	0	0
2016年	0	0	0	0	. 0
2017年	0	0	0	2	2

## (2) 事例の概要

## ①事例の分類

報告された4件の事例を分類した。4件すべてが児または搾母乳の取り違えの事例であった。そのうち、児を取り違えた事例は3件、搾母乳を取り違えた事例は1件であった。なお、搾母乳とは、搾乳した母乳のことである。

図表III - 3 - 19 事例の分類

事例の分類	件数
児または搾母乳の取り違え	4
児の取り違え 3	
搾母乳の取り違え	1
調乳の間違い	0
合計	4

## ② 発生場所

事例の発生場所は、新生児室や病室、NICUであり、様々な場所で児または搾母乳の取り違えが起きていた。

図表Ⅲ-3-20 発生場所

発生場所	件数
新生児室	2
病室	1
NICU	1

## (3) 児を取り違えた事例

授乳前に児を取り違えた事例3件について分析を行った。

### ①取り違えたきっかけ

児を取り違えた当事者と、取り違えたきっかけについてまとめた。助産師が児を取り違えた事例が2件、母親が自分の児と他児を取り違えた事例が1件であった。母親が児を取り違えた事例では、母親から授乳に関する指導を受けることがストレスであるとの訴えがあり、助産師は母親の育児行動を見守っていたため、医療者による児の確認が行えていなかった。

図表Ⅲ-3-21 取り違えた当事者と取り違えたきっかけ

取り違えた 当事者	取り違えたきっかけ
DL vir for	啼泣している他児を見て、対象児であると思った
助産師	他児のコットに対象児の哺乳瓶を置きコットごと母親の部屋へ移動した
母親 啼泣している他児を見て、自分の子だと思った	

## ②授乳前の児の確認の有無

授乳する前に助産師や看護師が児の確認をしたかどうかについて以下に示した。3件すべての 事例で児の確認をしていなかった。

図表Ⅲ-3-22 授乳前の児の確認の有無

児の確認の有無	件数
した	0
していない	3

# ③ 発見者と取り違えに気付いたきっかけ

児を取り違えていることに気付いた発見者ときっかけについてまとめた。授乳中にコットのベッドネームや哺乳瓶の名前シールを見た際に気付いた事例が2件、授乳中に自分の児ではないと気付いた事例が1件であった。

図表Ⅲ-3-23 発見者と取り違えに気付いたきっかけ

発見者	気付いたきっかけ
助産師	哺乳瓶の名前シールが対象児のものではなかった
母親	コットネームが自分の児の名前ではなかった
父親	授乳中に自分の児ではないことに気付いた

## ④ 児への影響

報告された事例の記載から、授乳方法、取り違えに気付いた際に児に授乳した母乳の量や時間についてまとめた。3件すべてで他児の母親の母乳を授乳しており、事故の程度は、1件で「障害なし」、2件で「障害残存の可能性なし」が選択されていた。しかし、母乳は体液であり、血液と同様に他者に感染する可能性がある。もし、母親がHIVやHTLV-1に感染している場合、その母乳を介して児が感染する可能性もあるため、十分な注意が必要である。

図表Ⅲ-3-24 授乳方法と授乳した母乳の量・時間

授乳方法	授乳した母乳の量・時間
直接	1~2分
哺乳瓶(搾母乳)	全量
門子に加入(才下ロチナル)	約5mL

## ⑤ 事例の内容

児を取り違えた事例を図表Ⅲ - 3 - 25に示す。

### 図表Ⅲ-3-25 事例の内容

No.	事故の内容	事故の背景要因	改善策
	16時10分、助産師は新生児室にて児A	児の引き渡しは母親以外に行わな	・児の引き渡しは母親のみであり、
	と児Bの2名を担当していた。日勤リー	いルールとなっていたが、母親が	母親以外の家族へ児を引き渡さな
	ダーは、児Bの15時の授乳が遅れている	不在であったため、ルールを逸脱	い。
	ため、児Bを母親の病室に連れていくこと	して父親へ引き渡した。児の母親	・児の引き渡しは母児識別バンドの
	とその際に搾母乳を持っていくことを助産	の搾母乳であることを父親と確認	共通番号を用いて照合するという
	師に指示した。日勤リーダーは児Bの母親	したが、児の確認は行わなかった。	ルールを再度周知徹底する。
	がシャワーに行って不在であることを知っ	スタッフ間の双方向コミュニケー	・家族にも児の引き渡しは母親のみ
	ていたが、そろそろ病室に戻る頃だろうと	ションの欠如により、日勤リーダー	であるというルールを理解いただ
	考えた。助産師は児の名前を確認しないま	は母親が戻ってから母親と児の照	くために、説明文書を新たに作成
	ま児Bの隣にいた児Aのコットに、児Bの	合をして授乳ができると考えた。助	し、分娩予約時、入院時の配布物
	搾母乳の入った哺乳瓶を置いた。助産師	産師は、母親が不在だが、父親に授	に追加して、説明を行う。
	は、児Bの母親の病室に児Aを連れて行っ	乳を行ってもらうために児を連れ	・現行の「搾母乳の取り扱い・使用
	た。病室には児Bの父親がおり、助産師は	ていかなければならないと考えた。	手順」について、
1	搾母乳の入った哺乳瓶に貼られた児Bの母		1)搾乳を行う母親へ児の氏名と
	親の氏名と、搾乳日時を父親と確認して搾		生年月日を印刷したラベルを
	母乳を渡した。この時、児の確認を行わず		渡し、搾乳日時をラベルに記
	に父親に児を引き渡し、病室を退室した。		載し母親がその場で哺乳瓶に
1.	その後、児Bの父親が哺乳中に自分たちの		貼付する。
	子どもではないと気がつき報告があり、児		2)授乳する際に哺乳瓶に貼付さ
	を誤った親に引き渡してしまったことが		れた児の氏名と生年月日を児
	判明した。児Aは児Bの母親の搾母乳を		のリストバンドと照合する。
	約5mL飲んでいた。		その際に母親とダブルチェッ
			クを行うことは現行どおり実
			施する。
			・双方向のコミュニケーションを強
			化し、教育計画を立て実施評価を
			継続する。

No.	事故の内容	事故の背景要因	改善策
2	児Aが啼泣しており、前回の授乳の際に、母親に児Aが泣いたら搾母乳を飲ませて欲しいと依頼されていたため、湯せんで温めた。その後、児Aは泣き止み、別の児Bが泣いていた。そのため、児Bのリストバンド、コットネームを確認せずに抱き、児Aだと思い込み、湯せんしていた搾母乳を飲ませた。授乳終了後に哺乳瓶の名前シールを見ると児Aの名前があり、飲ませた児と違うことに気づき、リストバンドを確認すると児を取り違えたことに気づいた。	乳を温める際、渡す際などには児の リストバンドとコットネームを確 認し、母親に名乗ってもらってから 行うことになっているが、今回は母 親が不在で助産師が授乳を行った。 本来は、授乳の前にリストバンド、 コットネーム、哺乳瓶の名前シー ルを確認する手順になっているが、	・新生児の第1標識・リストバンド・コットネームを必ず確認する。 ・母親に児を引き渡す際は、母親と第1標識・リストバンド・コットネームを確認し、母親に名乗ってもらう。 ・母親が不在で看護スタッフが搾母乳を飲ませる場合は、哺乳瓶の名前シール、児の第1標識・リストバンド・コットネームを指さし呼称で確認する。
3	帝王切開術後7日目で、母親Aは自律授乳を行っており、授乳のために新生児室に行った。この時、すでに授乳を終えた母親Bの児(母親Bは帰室しており不在)が啼泣しており、母親Aは、啼泣している母親Bの児を自分の子と間違え、直接授乳を行った。授乳後、母親Aは、ベッドネームが自分の児ではないことに気づいた。授乳を行った時間は、1~2分であった。その後、産科医師より、母親Bの児の両親へ経緯を説明した。	導を受けることがストレスであるとの訴えがあり、母親の育児行動を見守る形とすることをスタッフ間で情報共有していた。授乳時のスタッフによる児の確認が行えていなかった。授乳時の母親の確認	・授乳時は、児の確認を手順通り行い、母親を新生児コットに案内し、新生児リストバンドを母親と一緒に確認する。 ・授乳時、母親への児の確認行動に関する指導を徹底し、実施を確認する。 ・新生児室内にベッドネームとリストバンドの確認を注意喚起するポスターを掲示する。

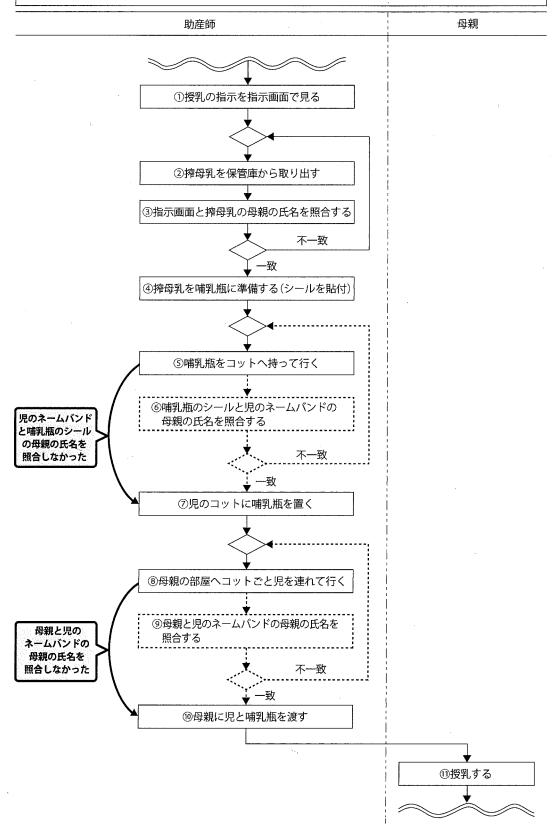
### ⑥誤りが生じた過程

事例が発生した経緯を明確にするため、指示確認~授乳の業務の工程図の一例を示す。また、搾母乳を保管庫に入れるタイミングや、授乳する時点で児の名前が決まっているかどうかは様々であるため、事例 1 を基に前提条件を記載している。さらに、事例 1 において、どの過程を行わなかったかを曲線の矢印で示す。事例 1 では、「⑥哺乳瓶のシールと児のネームバンドの母親の氏名を照合する」、「⑨母親と児のネームバンドの母親の氏名を照合する」(事例 1 の場合、本来は母親に引き渡すはずであるが、父親に引き渡し、さらにネームバンドの母親の氏名も照合していない)の2つの過程を行わなかったことで、家族へ他児を引き渡すこととなったことが分かる。

図表Ⅲ-3-26 児の取り違えの事例における指示確認~授乳の業務の工程図(例)

### <前提条件>

・児のカルテは作成されている。児の氏名は「(母親の氏名) ベビー」として登録されている。



## ⑦背景・要因

児を取り違えた事例について、背景・要因を整理した。

## 図表Ⅲ - 3 - 2 7 児を取り違えた背景・要因

### ○児の確認

- ・児の引き渡し時の確認が不足していた。(複数報告あり)
- ・授乳前の確認が不足していた。(複数報告あり)
- ・授乳時の母親の確認行動に関する介入不足があった。

### ○ルールの不遵守

・児の引き渡しは母親以外に行わないルールとなっていたが、母親不在のため父親へ引き渡した。

## ⑧ 改善策

事例が発生した医療機関の主な改善策を整理して以下に示す。

### 図表Ⅲ-3-28 主な改善策

### ○児の確認

- ・児の引き渡し時の確認行動を徹底する。(複数報告あり)
- ・授乳前の確認行動を徹底する。(複数報告あり)

## ○ルールの遵守

- ・児の引き渡しは母児識別バンドの共通番号を用いて照合するというルールを再度周知徹底する。
- ・児は母親のみに引き渡す。

## ○コミュニケーション

・スタッフ間のコミュニケーションを強化する。

### ○母親への指導・教育

- ・母親への新生児の確認に関する指導の徹底と実施を確認する。
- ・児は母親のみに引き渡すというルールを家族にも理解してもらうために、説明文書を新たに作成し、 分娩予約時や入院時の配布物に追加して説明を行う。
- ・新生児室内にベッドネームとリストバンドの確認を注意喚起するポスターを掲示する。

# (4) 搾母乳を取り違えた事例

搾母乳を取り違えて注入した事例の内容を紹介し、誤りが生じた過程について示す。

## ①事例の内容

搾母乳を取り違えた事例を図表Ⅲ - 3 - 29に示す。

図表Ⅲ-3-29 事例の内容

No.	事故の内容	事故の背景要因	改善策
1	10時に看護師が調乳室の保管庫にある 搾母乳を取りに行くと、保管庫に搾母乳 が入ったシリンジが1本しか見当たらな かったため、児Aのものと思い込み十分 に名前を確認せず持参した。搾母乳を注 入する際に名前、投与内容、注入量の確 認をしないまま注入を開始した。他の看 護師が児Bの搾母乳がないことに気づき 探したところ、児Aに児Bの搾母乳を注 入していたことが分かった。	ンジが1本しかなかったことから自分の受け持ちの児Aの搾母乳と思い込み、名前や搾母乳の内容の確認を怠った。さらに注入直前の確認も怠った。	・毎日のカンファレンスにより今回の誤注入の事例を共有する。 ・スタッフ間で準備・実施における確認行動を再確認し、再発予防策を周知した。

## ②誤りが生じた過程

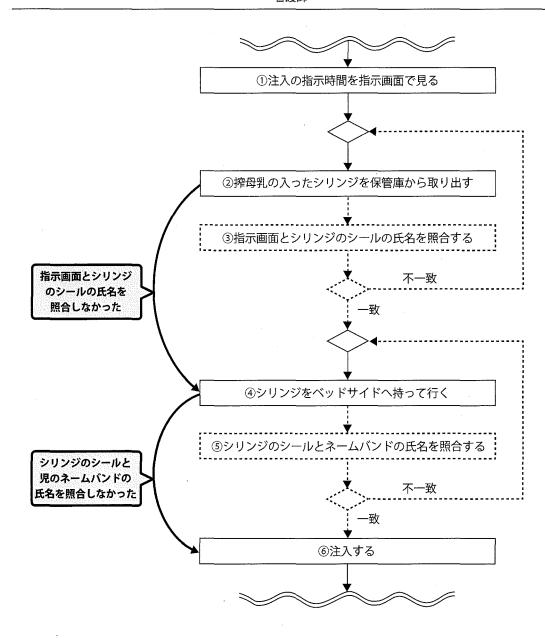
事例が発生した経緯を明確にするため、指示確認~注入の業務の工程図の一例を示す。搾母乳をシリンジに移したり、保温庫に入れたりするタイミング等は医療機関により様々であるが、今回は、上記に示した事例を基に前提条件を記載している。さらに、事例においてどの過程を行わなかったかを曲線の矢印で示す。事例では、「③指示画面とシリンジのシールの氏名を照合する」、「⑤シリンジのシールとネームバンドの氏名を照合する」の2つの過程を行わなかったことで、他児の搾母乳を誤って注入したことが分かる。

# 図表Ⅲ-3-30 搾母乳の取り違えの事例における指示確認~注入の業務の工程図(例)

## <前提条件>

- ・児の名前でカルテが作成されている。
- ・搾母乳はあらかじめシリンジに移し替えてある。
- ・シリンジに名前を記載したシールが貼付されている。

### 看護師



# (5) まとめ

本報告書では、調乳および授乳の管理に関連した事例について、第38回報告書集計期間後の2014年7月から本報告書分析対象期間(2017年10月~12月)に報告された事例を紹介し、発生段階や取り違えた内容、事例の背景・要因などを整理した。今回、児に大きく影響を及ぼした事例は報告されていなかったが、HIVやHTLV-1は母乳を介して感染する可能性があるため、授乳の際には十分な注意が必要である。また、今回報告された事例の中には調乳時の管理に関する事例はなかったが、調乳や授乳の業務工程において、指示と搾母乳の照合、搾母乳と児の照合、児と母親の照合を適切に行うことが重要である。